平成２４年（フ）第４３９号
埼玉県越谷市大字南荻島4127番地21
債務者　磯部比登志
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
埼玉県三郷市新和５丁目71番地３
債務者　篠田　克久
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
新潟県佐渡市窪田817番地３
債務者　北野伊佐夫
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　隆信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第２７０号
愛知県高浜市田戸町７丁目７番地６
債務者　神谷　佳好
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
新潟県村上市上町１番26号
債務者　藤井　義三
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７０号
新潟県村上市上町１番26号
債務者　藤井　茂男
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１８７８号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目６番17号、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内御幸町１丁目１番66号
債務者　吉田　　隆
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田美津夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市長坂２－９－27　濱崎方、住民票上の住所横浜市港南区東芹が谷23番７－201号
債務者　山中　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２７５号
岐阜市曽我屋1672番地２
債務者　鷲見　一人
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７９号
北海道岩見沢市上幌向北１条２丁目1166番地31
債務者　日下部伸一
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８０号
北海道岩見沢市７条東12丁目22番地40
債務者　武藤　静子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道名寄市東６条南２丁目58番地63
債務者　牧島　研吾
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第４２３号
神奈川県小田原市中里202番地の６　コーポ幸Ｂ―101
債務者　村田こずえ
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８１号
新潟市西区寺地555番地５、前住所新潟県上越市板倉区田屋６番地
債務者　泉流酒造塾こと　本間加津子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７６９号
大阪市天王寺区南河堀町８番12―703号
債務者　長屋　幸二
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８３号
大阪府豊中市東泉丘１丁目４番６―410号
債務者　田原　玲子（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６１０号
大阪市大正区泉尾１丁目19番12号　ビバリーヒルズ泉尾１Ｃ
債務者　山口　　順
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３４号
大阪市西区九条１丁目６番９号401
債務者　田中　啓太
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部